

ブリティッシュコロンビア州（カナダ）における 成年後見法と意思決定支援

青 木 仁 美

Adult guardianship and supported decision-making in British Columbia, Canada

AOKI, Hitomi

Abstract

The Japanese government ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in 2014. The Convention obliges States parties to abolish substitute decision-making systems and create supported decision-making systems. In its Concluding observations on the initial report of Japan published in October 2022, the United Nations Commission on the Rights of Persons with Disabilities recommended that Japan amend its Civil Code to abolish the substitute decision-making system and establish a supported decision-making mechanism. This is because Japan's adult guardianship system stipulates automatic restrictions on the legal ability to act, and there is no clear substitute system for supported decision-making. Canada is a party to the Convention, and Canada's support for decision-making is highly regarded internationally. This paper examines the contents of the supported decision-making system and the adult guardianship system in British Columbia, Canada, and the relationship between the two systems, in order to obtain an indication of the direction Japan should take as a treaty party.

はじめに

第1章 カナダにおける成年後見制度の改正の動き

第2章 ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度

第1節 精神的能力と障害の意義

第2節 代理契約協定

第3節 代理権委任

第4節 財産に関する管理人および成年後見人

第3章 ブリティッシュコロンビア州における意思決定支援

おわりに

はじめに

1 問題意識

日本政府が2014年に批准した国連・障害者権利条約の第12条は、締約国に代理人による意思決定

の廃止と意思決定支援などの代替制度の創設を義務付けている⁽¹⁾。日本では、2022年3月に第二期成年後見制度利用促進計画⁽²⁾が閣議決定され、そこでは障害者権利条約に基づく審査の経過に留意しつつ、現行の成年後見制度の見直しに向けた検討がな

(1) 障害者権利福祉研究情報システム「一般的意見第1号（2014年）第12条：法律の前における平等な承認（2014年5月19日版）」段落7および28（https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html）。

(2) 第二期成年後見制度利用促進計画（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>）。

されるとされた⁽³⁾。また、国連・障害者権利委員会による統括所見が2022年に公表された。

同条約の審査は、2016年6月の第1回政府報告書⁽⁴⁾、2019年10月の障害者権利条約委員会からの政府に対する質問事項⁽⁵⁾、2022年5月の第1回政府解答⁽⁶⁾、および同年8月の日本に対する建設的対話という経緯で進められた。この審査過程においては、代行決定許容説に立ち、成年後見制度が条約に適合するとする日本の立場と、代行決定禁止説に立ち成年後見制度が条約に適合しないという委員会の立場が対立したままであった⁽⁷⁾。そして、2022年10月の統括所見⁽⁸⁾において、日本は、意思決定を代行する制度を廃止する観点から民法を改正すること、および意思決定をする仕組みを設置することという勧告を受けた⁽⁹⁾。

当該統括所見を踏まえて、代行意思決定制度から支援付き意思決定制度への転換が引き続き求められていると解されている⁽¹⁰⁾。意思決定支援は、本人の意思を引き出すための外部的な条件の整備が中核となるとされる⁽¹¹⁾。次回の対日審査のための政府報告書の期限は2028年2月であり、それまで、代理決定制度がどのように用いられれば許容されるのか、また意思決定支援とはどのような制度かの検討が必要となると考える。

2 本稿の課題

本稿では、意思決定支援の制度内容の検討および意思決定支援との関係における代理制度の用いられ方を検討課題とする。検討対象は、条約の締約国であるカナダのブリティッシュコロンビア州（以下、BC州とする。）における成年者保護に関する法制度とする。カナダは意思決定支援制度を有する国として国際的に評価されており⁽¹²⁾、BC州の意思決定

支援制度のひとつである代理契約協定法は、本人を過度に侵害しない意思決定支援として紹介されている⁽¹³⁾。BC州の意思決定支援制度の内容、および成年後見制度と意思決定支援制度の関係を検討することで、条約締結国として日本が有すべき方向性への示唆を得ることができると考える。

本稿においては、具体的に、次の点を検討課題とする。① BC州を中心とするカナダにおける意思決定支援制度の変遷、② BC州における精神的能力と障害の意義、③ BC州における意思決定支援制度の内容、④ BC州における代理決定制度の内容、⑤ BC州における代理決定制度と意思決定支援制度の関係、⑥ BC州における意思決定支援の意義である。BC州は意思決定支援制度が目される州であるが、本人保護のためには代理決定制度の存続も重要である。そこで代理決定制度と意思決定制度の関係性においては、代理決定を補充的に用いるという結論を導くために、BC州の代理決定制度の検討も本稿の課題とする。本稿における意思決定支援および代理制度は、財産上の決定に関するものを検討対象とする。意思決定支援制度の解明に重点を置きつつ、代理制度との関係も検討することで、障害者権利条約の趣旨に即した成年者保護の法制度の提示につなげたい。

第1章 カナダにおける成年後見制度の改正の動き

1 カナダにおける成年後見法

カナダのすべての州は、成年後見法を制定している。州ごとに差異はあるものの、カナダの後見法は、次のような4つの特徴を有しているとされる⁽¹⁴⁾。第1に、公的な決定者が、本人の法的無能力または予測される法的無能力を認めることである。公的な決

(3) 古谷真良「成年後見制度に関する障害者権利条約に基づく審査の経過」実践成年後見103号（2023）26頁。

(4) 外務省「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告（日本語仮訳）」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf>）。

(5) 外務省「初回の日本政府報告に関する質問事項」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>）。

(6) 外務省「初回の日本政府報告に関する質問事項への日本政府回答」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100359146.pdf>）。

(7) 川島聡「障害者権利条約12条と第1回対日審査」実践成年後見103号（2023）33頁。

(8) 外務省「日本の第1回政府報告に関する統括所見」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>）。

(9) 前掲8・段落28。

(10) 水島俊彦「障害者権利条約締約国審査の状況と統括所見を踏まえた成年後見制度・実務の方向性～権利条約12条を中心に～」実践成年後見103号（2023）46頁。

(11) 上山泰「意思決定支援をめぐる近時の動向—成年後見制度との関係を中心に—」同志社法学72巻4号（2020）940頁。

(12) WHO, *World Report on Disability 2011*, 138, available at <https://www.refworld.org/pdfid/50854a322.pdf>.

(13) Hemma Mayrhofer, *Modelle unterstützter Entscheidungsfindung*, S. 4(2013), available at <https://www.irks.at/>.

定者とは後見人を任命する裁判所か、または法定後見の場合における指定の保険機関である。第2に、公的な決定者によって本人の無能力を証明する公的な証明書が発行され、それが受領されることである。第3に、本人の無能力が確定した後に、公的な決定者によって、成年後見人が任命されることである。裁判所が任命する後見においては、公的な決定者は、提案された後見人を受け入れるか、拒否するか、または候補者の中から選択する。第4に、裁判所または「公的後見人および受託者協会（Public Guardian and Trustee）」による継続的な監督が行われることである。

カナダにおいて、成年後見に関する法律は、独立して制定される場合と、事前計画手段に関する法律とともに制定される場合がある⁽¹⁵⁾。「後見 (guardianship)」という語が用いられない場合もある。BC州の「患者財産法 (Patients Property Act⁽¹⁶⁾)」においては、裁判所によって任命される保護者は、「committee」と表記される。本稿では、「guardian (後見人)」と区別するために、「committee」を「管理人」と表記する⁽¹⁷⁾。

カナダは、すべての州または準州において、裁判所が任命する後見方法を有している⁽¹⁸⁾。現在、カナダにおける成年後見法は、伝統的なモデルと、改正後の法モデルが混在している⁽¹⁹⁾。伝統的なモデルにおいては、無能力であるとされた本人の代わりに決定する者が任命される。改正後のモデルにおいて

は、決定に際して、本人を支援するための者が規定に従い任命される。

すべての州が代理決定制度を有しているが、意思決定支援を規定する州は限られている。アルバータ州⁽²⁰⁾、サスカチュワン州⁽²¹⁾、マニトバ州⁽²²⁾およびユーコン準州⁽²³⁾は、代理決定に加えて、意思決定支援 (assisted/supported decision-making) を規定している。これらの州において、本人は、任命された共同決定者 (co-decision-maker) とともに決定を行う。BC州の「成年後見法 (Adult Guardianship Act)⁽²⁴⁾」は意思決定支援に関する部分を施行していない。ユーコン準州の「成年者保護および決定に関する法律 (Adult Protection and Decision Making Act⁽²⁵⁾)」は、裁判所が意思決定支援者を任命することを許可していないが、本人が意思決定支援協定を理解するのであれば、同協定を締結することを許可している。オンタリオ州の代理決定法 (Substitute Decisions Act⁽²⁶⁾) は、現時点で、意思決定支援を規定していない⁽²⁷⁾。

2 カナダにおける改正の動き

カナダにおいて、成年後見制度改正の動きは、1970年代半ばから伝統的な後見モデルであるパターンリズムに対する反応として始まった。成年後見法またはそれ以外の代理決定に関する法改正が、カナダのすべての法管轄で行われてきた⁽²⁸⁾。州ごとに差異はあるが、法改正の特徴は次のとおりであ

(14) Margaret Isabel Hall, *Rethinking the Adult Guardianship Response: Mental Capacity and Vulnerability the Context of Dementia in Old Age*, 16(2018), available at <https://open.library.ubc.ca/media/stream/pdf/24/1.0371255/4>.

(15) 成年後見法が事前計画的な手段とともに規定されている具体例として、オンタリオ州の「代理決定法 (Substitute Decisions Act, 1992, SO 1992, c 30)」、およびアルバータ州の「成年後見法および受託者に関する法律 (Adult Guardianship and Trusteeship Act, SA 2008, c A-4.2)」がある。 *Ibid.*, at 17.

(16) Patients Property Act (PPA), RSBC 1996, c 349.

(17) 訳語は、公的後見人および受託者協会のホームページ (<https://www.trustee.bc.ca/Pages/default.aspx>) を参照した。

(18) Hall, *supra* note 14, at 17.

(19) *Ibid.*, at 17.

(20) Adult Guardianship and Trustee Act, *supra* note 15.

(21) The Adult Guardianship and Co-decision-making Act, SS 2000, c A-5.3. サスカチュワン州の意思決定支援に関しては、拙稿「カナダにおける成年後見制度と意思決定支援の発展—サスカチュワン州法を中心に—」桐蔭法学第28巻第1号(2021)85頁以下を参照されたい。

(22) Vulnerable Persons Living With a Mental Disability Act, CCSM c V90.

(23) Adult Protection and Decision Making Act, SY 2003, c 21, Sch A.

(24) Adult Guardianship Act (AGA), RSBC 1996, c 6.

(25) Adult Protection and Decision Making Act, *supra* note 23.

(26) Substitute Decisions Act, 1992, S.O. 1992, c. 30.

(27) Hall, *supra* note 14, at 18.

(28) *Ibid.*, at 30.

る。すなわち、①手続きの公平性、ならびに権利保護および自己決定の尊重、②事前計画文書の現代化（例えば代理人の権限について）、③新しく、洗練された評価手続き、④後見人の義務の法的明確化、⑤脆弱者または無能力者に対するネグレクトおよびセルフネグレクトに対応する法的しくみ、⑥ヘルスケアの同意に関する法的しくみ、⑦「公的後見人および受託者協会」または類似組織のための法的構造の現代化である²⁹⁾。

改正以前は、「精神的弱者 (mental infirmity)」という語が批判を受けてきた。精神的弱者は、基本的に自己の財産を管理する能力を有しておらず、自己の代わりに行動する後見人が任命されていた。後見法の改正により、精神的弱者という診断は決定能力または精神的能力の評価に置き換えられ、特定の決定を行う本人の認識能力に焦点が置かれた。認識能力に焦点を当てることによって、後見人の権限が制限されると期待された。完全な後見は一般的ではなくなり、より制限された代理決定が利用可能となった。制限的な身上に関する後見は、マニトバ州、オンタリオ州、サスカチュワン州、プリンスエドワードアイランド州、BC州、ユーコン準州およびノースウェスト準州において規定されている³⁰⁾。

成年後見に関するこのような改正は1970年代から始まり、自律を促進する制度としての再構築が模索されてきた³¹⁾。改革は広まり、医学的観点および法学的観点の両側面における自律の優位性および烙印の廃止が主張された³²⁾。

1980年代における成年後見法の改正は、次の4つの要素から影響を受けた。①高齢化、②精神的な障害を有する者をケアする公的機関の利用の減少、③高齢者に対する虐待およびネグレクトの懸念の増

加、④「カナダにおける自由と権利の憲章 (the Canadian Charter of Rights and Freedoms)」である。改正の動きは、アメリカ合衆国でも生じていた。アメリカ合衆国においては、成年後見制度は、認知症の高齢者から財産を搾取する権限が与えられる制度であるという認識が生じていた。1988年に開催されたウィスコンシン州におけるシンポジウムが改正の重要な契機となった³³⁾。

この時期の改正において、成年後見制度の目的は、障害者および高齢者の自律を保護することと設定された³⁴⁾。後見人の権限は、個人の決定能力に応じて決められることとなった。個人の決定能力は、特定の決定の本質とその結果を理解する認識能力として定義された³⁵⁾。

意思決定支援は、後見制度における代理決定の代替策として同時期に登場した³⁶⁾。本人が他者の支援があれば自ら決定できる場合において、様々な形態の代替方法を規定することが意思決定支援として意図された。意思決定支援は、代理決定と比較してより制限的でなく、本人の自律を支援し、その個性を尊重し、無能力という評価を回避すると考えられた。

3 アルバータ州の改正

アルバータ州は、当時の改正モデルの重要な特徴を反映した後見法を最初に可決した州である³⁷⁾。「成年者援護法 (Dependent Adult Act³⁸⁾)」は、後見人を任命する要件として精神的無能力の特定ではなく決定能力を導入し、部分後見を規定した。部分後見が本人の必要性を満たさないと裁判所が判断した場合において、完全後見が利用可能であった。同法により、本人は後見申請の書類の複写を請求できるようになった³⁹⁾。また、この時に「公的後見人および

²⁹⁾ Jay Chalke, *Canadian Trends: Guardianship in British Columbia and Other Provinces*, at 10(2005), available at https://www.lawreform.ie/_fileupload/Speeches/July%20Uploads/05/Jay_Chalke.pdf.

³⁰⁾ Hall, *supra* note 14, at 31.

³¹⁾ Sarah Burningham, *Developments in Canadian Adult Guardianship and Co-Decision-Making Law*, 18 Dal. J. Legal Studies, 138 (2009).

³²⁾ Hall, *supra* note 14, at 32.

³³⁾ Marshall B Knapp, *Reforming Guardianship Reform: Reflections on Disagreements, Deficits, and Responsibilities*, 31 Stetson L Rev, 1047 (2002).

³⁴⁾ *Ibid.*, at 1048.

³⁵⁾ Hall, *supra* note 14, at 33.

³⁶⁾ *Ibid.*, at 34.

³⁷⁾ *Ibid.*

³⁸⁾ Dependent Adults Act, S.A. 1976, c. 63. 訳語は、三木妙子=今井雅子=鈴木尚子 (訳)「アルバータ州の「成年者援護法」(Dependent Adults Act)」比較法学 26 卷 1 号 240 頁以下を参照した。

受託者協会」が設立され、同組織は、家族および友人が後見人の候補者とならない場合の最終的な候補者となった⁽⁴⁰⁾。

4 BC州の改正

BC州では、1990年代に、後見およびその関連する法領域の包括的な改正が行われた。本人および制度に関係する団体は、1989年に制度改正のためのプロジェクトを実施する会を結成した。同時に、政府のワーキンググループも設立された。これら2つの団体は、1992年に、「私たちはどう援助できるか」というディスカッションペーパーを公表した。同年秋には、立法を求めるディスカッションペーパーを政府に提出し、政府はこれを受け入れた。

この発案に基づき、1993年に成年後見法⁽⁴¹⁾、ヘルスケア（同意）およびケア施設（入所）法⁽⁴²⁾、公的后見人および受託者協会に関する法律⁽⁴³⁾が可決された。もっとも、法定後見に適用される成年後見法は2014年に施行されたが、成年後見法の一部は、いまだに施行されていない。施行されていない部分は、現行法の患者財産法と置き換わることが予定されており、次のことを内容としている⁽⁴⁴⁾。

- ・法定の財産管理制度（committeeship）を廃止し、後見制度を裁判所による任命のみによって行うこと。
 - ・本人の必要性の性質および程度に応じた決定者（decision-maker）の類型。
 - ・他の代替制度が本人の必要性を満たさない場合に限られた裁判所による任命。
 - ・個人の後見人の行いを監督する監督者。
 - ・管理者も含めた後見制度に関する裁判所の審査。
- 成年後見法第2章がいまだに施行されない理由

として、次の点が指摘されている⁽⁴⁵⁾。

- ・現行の財産管理制度を廃止することによって発生する費用。
- ・代理に関する3類型によって発生する費用。
- ・権限を決定するために発生する費用および複雑性。
- ・監督の実現可能性。
- ・能力の再評価および詳細な書類サービスに関する費用。
- ・患者財産法を再検討する費用。

現在に至るまで、BC州における裁判所によって任命される形式の後見として、患者財産法が適用されている。成年後見法のガイドラインは、本人の決定能力の重視と後見人の権限の制限といった現代的アプローチに基づいた適用を規定したが、法改正は、実務への重大な変化をもたらさず、ほとんどのケースにおいて完全な後見命令が出ていた。この点について、後見制度における無関心が指摘された⁽⁴⁶⁾。また、完全な後見が権限の範囲に関する代理人側の混乱と将来的に必要となる権限拡大を回避する点も、完全な後見への固執の一因とされた⁽⁴⁷⁾。

19世紀および20世紀初頭の後見モデルが再検討されても、精神的能力の減退の結果という後見制度の本質は変わらなかった。この本質に対して、意思決定支援という根本的な変化が生じた。この変化は、障害者権利条約12条に起因する⁽⁴⁸⁾。

第2章 ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度

第1節 精神的能力と障害の意義

1 カナダにおける精神的能力

現在、カナダにおいて統一的な精神的能力（mental capacity）の定義は存在しない。州または準州は、

⁽³⁹⁾ *Ibid.*, 6(4).

⁽⁴⁰⁾ Hall, *supra* note 14, at 35.

⁽⁴¹⁾ Adult Guardianship Act, S.B.C. 1993, c. 35. 現在は、Adult Guardianship Act, *supra* note 14.

⁽⁴²⁾ Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, S.B.C. 1993, c. 48. 現在は、Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, R.S.B.C. 1996, c. 181.

⁽⁴³⁾ Public Guardian and Trustee Act, S.B.C. 1993, c. 64. 現在は、Public Guardian and Trustee Act, R.S.B.C. 1996, c. 383.

⁽⁴⁴⁾ Hall, *supra* note 14, at 36.

⁽⁴⁵⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *Court and Statutory Guardianship: The Patients Property Act and the Adult Guardianship Act (Part 2) An Updated Discussion Paper on Modernizing the Legal Framework*, 9 (2005), available at https://www.trustee.bc.ca/documents/general/Modernizing_Guardianship_2005.pdf.

⁽⁴⁶⁾ Hall, *supra* note 14, at 37.

⁽⁴⁷⁾ Leslie Salzman, *Rethinking Guardianship (Again): Substituted Decision Making as a Violation of the Integration Mandate of Title II of the Americans with Disabilities Act*, Cardozo Legal Studies Research Paper No. 282, 174(2009).

⁽⁴⁸⁾ Hall, *supra* note 14, at 39.

それぞれの定義または基準を有する。BC州では、すべての成年者は、法的事務、財産事務、身上のケア (personal care)、ヘルスケアに関する決定を行う能力を有すると推定される⁴⁹⁾。能力を示すために、本人は情報を理解し、決定の結果を認識する必要がある。この能力は一定ではなく、時間の経過とともに、健康上の問題などの理由で変動する。能力に関する統一的な定義および規定が存在しないため、本人の能力はその都度の法律および状況によって決定される。これについては、次の判例がある。

【判例①】 *Starson v. Swayze* (カナダ最高裁判所⁵⁰⁾, 2003)⁵¹⁾

【事案の概要】

1985年以降、被告は米国とカナダの精神病院に頻繁に入院し、双極性障害と診断されていた。直近の入院の際に、医師は投薬による治療を提案したが、被告は治療を拒否した。これに対して、医師は被告が治療に関する決定能力がないと判断した。当時のオンタリオ州の法律は、本人が治療への判断能力を有しない場合には、本人の同意なしに治療することを許可していた。これは治療に関する決定を行うための情報を理解する能力の欠如が理由とされていた。被告は、オンタリオ州の委員会に対して不服申立てをしたが、委員会は被告は判断能力を有しないと決定した。その後の第1審および第2審において、被告は治療同意に関する判断能力を有するとされた。

【判決】

裁判所は、患者が提案された治療の性質と目的、予測可能な治療の利益とリスク、利用可能な代替方法、治療を受けない場合の結果を、患者が理解した場合には、患者は治療に関して判断能力を有すると

し、患者の主張を認めた⁵²⁾。本件において、被告は治療を受けた場合の結果を認識しており、治療により本人の状態が改善する可能性が高まるのは推測にすぎないとされた。

2 BC州における決定能力の推定

BC州の成年後見法⁵³⁾は、すべての成年者が経済的事務、身上のケアおよびヘルスケアに関して決定を行う能力を有すると推定する⁵⁴⁾。BC州において、成年者は19歳以上の者である⁵⁵⁾。同法は、本人の他者との意思疎通の方法は本人の決定能力に影響を及ぼさないとする⁵⁶⁾。本人は、財産上の決定を行使できると推定されるため、貯金、寄付または投資を選択できる。これらの決定ができなければ、本人は保護される権利を有する。

3 財産上の決定に関する選択肢

BC州は、本人の財産管理に困難が生じる場合において、干渉程度の異なる意思決定支援および代理決定を定めている。虐待およびネグレクトに関しては、異なる調査方法が存在する⁵⁷⁾。

BC州には、財産上の決定を行うために、次の制度がある。

- ① 非公式なサポート：本人は、家族または信頼している者から非公式の支援を受ける。
- ② 代理契約協定 (representation agreement)⁵⁸⁾：本人は、自己の代わりに財産的事務を決定するか、決定する際の支援を受けるために、意思決定支援者または代理決定者として代理人 (representative) を正式に任命できる⁵⁹⁾。
- ③ 財産のための代理権委任 (power of attorney for finance and property)：家族、友人、信頼して

49) Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act (HCCA), *supra* note 42, s 3; Power of Attorney Act (POAA), RSBC 1996, c 370, s 11.

50) カナダの司法制度に関しては、「カナダの司法制度」(<https://yamanaka-bengoshi.jp/2019/01/14/gaikoku-shihou/>) を参照した。

51) *Starson v. Swayze*, 1 S.C.R. No. 722 (2003).

52) *Ibid.*, para. 80.

53) AGA, *supra* note 24.

54) *Ibid.*, s 3(1).

55) *Ibid.*, s 1.

56) *Ibid.*, s 3(2).

57) Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *A Guide to the Certificate of Incapability Process under the Adult Guardianship Act*, 16, 18 (2016), available at <https://www.trustee.bc.ca>.

58) Representation Agreement Act (RAA), RSBC 1996, c 405.

59) 訳語は、北野誠「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」ノーマライゼーション障害者の福祉 225号 (2000年) を参照した。

いる団体または例外的な状況があれば「公的後見人および受託者協会」が本人の代わりに決定を行うために、本人は正式に代理人（attorney）を任命できる。持続的代理権委任⁶⁰（enduring power of attorney）は、本人が無能力になった場合でも代理人が行動することを許容する⁶¹。

- ④ 管理人（committee）または後見人（guardian）：本人が財産に関する決定に支援を必要としており、代理契約協定または代理権委任による代理人が存在しない場合には、財産に関する管理人または後見人が本人財産事務を決定するために任命される。

4 BC 州における障害

障害を定義する法律はないが、BC 州の人権裁判所は、身体障害と精神障害の解釈の指針を次のように述べている。

【判例②】 Li v. Aluma Systems Inc（ブリティッシュコロンビア州人権裁判所、2014）⁶²

【事案の概要】

原告 L は、2013 年に解雇された際に、自らを解雇した A および B に対し、身体障害を理由に差別したとして訴えを提起した。カナダの自由と権利の憲章は、13 条 1 項および 4 項において、障害を理由に雇用を拒否すること、および雇用の継続を拒否することを禁止している。被告は、原告の障害の存在を否定した。

【判決】

L は右手を負傷しているが、1 日から 6 日で仕事に復帰できるとの医師の判断に基づき、裁判所は、このような原告の状態は本質的に一時的であり、永続的ではないとした⁶³。原告の医学的状態は、身体障害としての資格を与えられるほどの重症度、永続性および持続性を欠いているとし、訴えを棄却した。

精神障害は、本人の能力に影響を与える、または影響を与えているとみなされる精神状態が含まれ、学習障害、発達障害、うつ病および双極性障害が含まれる。身体障害には、個人の能力に影響を与える、または影響を与えているとみなされる身体的状態が含まれる。具体的には、依存症、切断、ぜんそく、にきび、糖尿病、がん、てんかん、高血圧、肥満、運動障害、視覚障害および聴覚障害が含まれる。これらの障害への配慮は、事案ごとに決定される⁶⁴。

第 2 節 代理契約協定

1 代理契約協定の補充性

BC 州では、本人は自己の財産に関する決定能力を有すると推定される⁶⁵。代理契約協定法は、代理契約協定の作成を本人に許容する。代理契約協定は、1 人または複数の代理人（representative）を、本人（成年者）の身上のケア、ヘルスケア、財産管理および法的事務を決定するために任命される。代理契約協定の目的は次の 2 点にある⁶⁶。第 1 に、成年者である本人が自ら決定できなくなった場合において、ヘルスケア、身上のケア、財産管理またはその他の問題に関して、いつ、だれが、どのように決定するかを正式に決めることである。第 2 に、本人が自ら決定することができない場合には、だれが本人を支援し、または決定するかを裁判所が決定することを回避するための方法を本人に提供することである。

代理契約協定における代理人は、本人が独立して決定できない場合にのみ、本人の代わりに決定できるとされる。これについては、次の判例がある。

【判例③】 Begg (Guardian ad litem of) v. Begg（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2013）⁶⁷

【事案の概要】

原告は認知症に罹患していた。原告は代理契約協

⁶⁰ 訳語は、坂本勉「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見法および代理権委任法に関する研究」佛教大学社会福祉学部論集 18 号 129 頁以下（2022）を参照した。

⁶¹ POAA, *supra* note 49, s 10.

⁶² Li v. Aluma Systems Inc., B.C.H.R.T.D. No. 270 (2014).

⁶³ *Ibid.*, para 41.

⁶⁴ Canadian Center for Elder Law (CCEL), *CCEL Study Paper on Inclusive Investing: Respecting the Rights of Vulnerable Investors through Supported Decision-Making*, 84 (2021), available at https://www.bcli.org/wp-content/uploads/CCEL_InclusiveInvesting_V8-3_Print-Ready.pdf.

⁶⁵ RAA, *supra* note 58, s 3(1).

⁶⁶ *Ibid.*, s 2.

⁶⁷ Begg (Guardian ad litem of) v. Begg, B.C.J. No. 87 (2013).

定を作成しており、娘3人が訴訟代理人となった。代理契約協定作成時において、原告の決定能力に問題はなかった。被告も、原告の子であった。被告は、2011年12月17日に原告を介護施設から連れ去り、本人の意思に反して監禁したとして、訴訟が提起された。介護施設入居時点において、原告は法的能力を欠いているとされた。

【判決】

裁判所は一部認容、一部棄却とし、代理契約協定が適用される場面について、次のように述べた。「代理契約協定法第2条は、本人の健康管理や身の回りの世話、日常的な管理について、本人が自ら決定する能力、財政問題その他の問題に焦点を当てた方法でこの法律の目的を定義している。私の見解によれば、この定義において、代理契約協定で任命された代理人は、本人が第3条第1項に規定されるような事案において独立して決定することができない場合にのみ、特定の問題に関して本人のために決定することが許される⁶⁸⁾。」

ここでは、代理契約協定における代理の補充性が示されている。

2 代理契約協定における代理の種類

代理契約協定は2種類の代理を定めている。第1に代理契約協定法第7条が規定する通常の代理契約協定、第2に、第9条が規定する通常ではない代理契約協定である。

第7条の代理契約協定で、本人は次の点の決定を代理人に委ねることができる。すなわち、身上のケア、日常の経済的事務、ヘルスケア、法律に関する助言およびサービスを受け、弁護士に手続開始を指示し、または本人に代わり法的手続きを行うことである⁶⁹⁾。

第9条に基づく代理契約協定は、ヘルスケアと身上のケアに関する事務を内容としており、財産に関する決定を任務内容としていない⁷⁰⁾。身上のケアに

関しては、次のことを内容としている。すなわち、本人がどこで誰と生活したいのか、働くべきかどうか、本人の教育活動、社会的活動、職業的活動、本人がだれと交友関係およびコンタクトをもつか、本人の食事および衣類、代理契約協定に記載がある場合におけるヘルスケアの受入れまたは拒否である⁷¹⁾。

3 第7条の代理契約協定の作成に関する能力

代理契約協定を作成する能力基準は、遺言を作成するための能力または契約を締結するための能力よりも低いと考えられている⁷²⁾。本人は、第7条における代理契約協定を作成するために、医師等による能力評価を受ける必要はない。本人が契約の締結ができず、またヘルスケア、身上のケア、法律に関する事務、財産管理事務ができなくても、本人は代理契約協定法第7条における代理契約協定を作成できる⁷³⁾。代理契約協定は、本人への制限が最も少ない、正式な代替制度である。代理契約協定法は、代理人を任命するための本人の能力を次の4つの要素を考慮して決定する⁷⁴⁾。第1に、本人が、代理人が代理すること、代理を支援すること、代理をやめることを望むかどうかである。第2に、本人が選択および選好を示すことができ、他者に対する賛成および反対の感情を示すことができるかどうかである。第3に、本人が代理契約協定を締結すること、変更すること、または取り消すことを、代理人が本人に影響を与える決定または選択を行うこと、または行わないことを意味すると理解するかどうかである。第4に、本人が代理人と信頼関係を有しているかどうかである。

代理契約協定の作成能力と比較される遺言能力に関しては、次のような判例がある。

【判例④】Laszlo v. Lawton (ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2013)⁷⁵⁾

【事案の概要】

2000年に作成された故人の遺言の有効性に異議

⁶⁸⁾ *Ibid.*, para 37.

⁶⁹⁾ RAA, *supra* note 58, s 7(1).

⁷⁰⁾ *Ibid.*, s 9(1).

⁷¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 74.

⁷²⁾ *Ibid.*, at 75.

⁷³⁾ RAA, *supra* note 58, s 8(1).

⁷⁴⁾ *Ibid.*, s 8(2).

⁷⁵⁾ Laszlo v. Lawton, B.C.J. No. 337 (2013).

を申し立てる訴訟が提起された。理由は、故人が遺言能力を欠いていたことであった。原告は、故人の姪と甥である。故人とその夫は、1950年代にハンガリーから移民としてカナダに移住しており、大規模な果樹園を有していた。1975年に故人の夫の妹家族がカナダに移住し、故人の土地で暮らし、果樹園の作業に貢献した。故人は1967年の遺言で財産を夫に、それが不可能であれば夫の母親と妹に残すとした。その後、故人の精神状態が悪化し、2000年に書き直した遺言では、遺産を警察官および不動産業者に残すとしていた。その遺言作成時における、故人の遺言能力が問題となった。

【判決】

裁判所は、2000年の遺言作成時において故人は認知症に罹患しているとして、遺言が無効であるとし、原告の訴えを認めた。その際、遺言能力については、次のように述べてた。すなわち、遺言者は、遺言を作成するためには、①自分の財産の性質と範囲、②自分の恩恵の自然な対象である人物、および③作成している遺言規定を知るために十分な理解力と記憶力を有している必要があり、かつ、これらを相互に関連させて評価し、自分の財産の処分について秩序だった欲求を形成することができなければならない⁷⁶⁾。

また、同様に、代理契約協定の作成能力と比較される契約締結のための能力については、次の判例がある。

【判例⑤】 Bank of Nova Scotia v. Kelly (プリンスエドワードアイランド州高位裁判所, 1973)⁷⁷⁾

【事案の概要】

原告は、約束手形の支払について被告に訴えを提起した。被告側は、被告は手形作成時点において正常ではない精神状態にあり、その意味と効果を理解できない状態であり、原告は、被告の精神状態を知っていたと主張した。

【判決】

裁判所は一部認容一部棄却としたが、被告の主張のほとんどが認められた。その際、被告の能力の状態を認めるには、次のことが必要であるとされた。すなわち、①約束手形に署名した時点で無能力であったこと、②精神無能力のために手形の用語を理解することができず、合理的な判断を下すことができなかったこと、③原告が、そのような被告の精神的無能力を認識していたことである⁷⁸⁾。ここから、契約を締結するには、契約締結時に契約に関する用語および契約の効果を理解する能力が必要となると考えられる。

4 代理人の義務

代理契約協定における代理人は、本人の決定を支援するか、本人に代わって決定を行う。支援または代理に際して、代理人は、誠実かつ合理的に、注意深く、権限の範囲内で行動する義務を有する⁷⁹⁾。代理人は、本人の希望を尊重するために、本人と相談しなければならない⁸⁰⁾。本人の希望を突き止めることができなければ、代理人は、本人の信条、価値観または最善の利益を判断根拠とする⁸¹⁾。投資に関して支援または決定を行う場合には、代理人は、専門家に権限の一部またはすべてを与えることを許可されている⁸²⁾。

代理契約協定7条のもとで活動する代理人は、次の要件を満たして補償を受ける。すなわち、本人が特別に補償を承認し、合意して金額を決定すること、「ヘルスケア（同意）およびケア施設（入所）法⁸³⁾」において、本人の補償に関する権限が無効ではないこと、裁判所が代理人または監督者の申請により補償の申請を承認することである⁸⁴⁾。代理権委任のもとにおいても、補償を許可する類似の要件が存在する⁸⁵⁾。

⁷⁶⁾ *Ibid.*, para. 188.

⁷⁷⁾ Bank of Nova Scotia v. Kelly, P.E.I.J. No. 7 (1973).

⁷⁸⁾ *Ibid.*, para. 9.

⁷⁹⁾ RAA, *supra* note 58, s 16(1).

⁸⁰⁾ *Ibid.*, s 16(2).

⁸¹⁾ *Ibid.*, s 16(4).

⁸²⁾ *Ibid.*, s 16(6).

⁸³⁾ Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act, *supra* note 42.

⁸⁴⁾ *Ibid.*, s 26(1).

⁸⁵⁾ POAA, *supra* note 49, s 25(1).

5 監督者の義務

代理契約協定法において、監督者は代理人が義務を果たしているかを監督する⁸⁶。同法7条または9条の代理契約協定を作成する場合において、本人は、身上のケア、ヘルスケアまたは財産管理に関する決定を行う代理人の監督者を任命できる。7条に基づいて作成する場合には、本人は、次の場合以外には、監督者を任命しなければならない。代理人が配偶者、公の後見人および受託者協会、信託会社、もしくは信用組合である場合か、または本人が権限を複数人の代理人に分散しており、権限を行使するには全員が同意して行動しなければならない以外の場合である⁸⁷。監督者は本人を訪問して対話でき、代理人の義務違反があれば、監督者は代理人に対して会計その他の記録の作成と報告を要求できる⁸⁸。監督者は、原則として報酬を受ける権限を有しない⁸⁹。

6 財産事務の範囲

代理契約協定において、代理人は財産管理に関するすべての事務を任務範囲とすることができる⁹⁰。その任務範囲には、銀行手続き、ローンに関する手続き、年金の受給などの経済的利益の取得、金融機関からの通知の受取、小切手および手形に関する手続き、投資、税金、および慈善活動に関する寄付が含まれる⁹¹。これらの活動を行う際に、代理人は本人と同様に必要となる情報にアクセスする権利を有する⁹²。

第7条に基づいて任命された代理人は、次のことを行うことを許されていない。クレジットカードの使用および更新、ローンの設定、不動産売買、担保の設定、第三者の保証、本人の所有物の貸与または譲渡、受益者の指定の取消しおよび変更、ならびに

本人に代わり取締役または役員として活動することである⁹³。

第3節 代理権委任 (power of attorney)

1 代理権委任の種類

代理権委任には、①一般的な代理権委任 (general power of attorney) と、②持続的代理権委任 (enduring power of attorney) がある⁹⁴。どちらの代理権委任も、本人は作成できる能力を有するうちに作成しなければならない。代理権委任における代理人 (attorney) を任命する能力として、本人は作成する書類の本質のおよび効果を理解することを要求される。代理権委任を作成するには、本人は、次のことを理解していなければならない⁹⁵。

- ・本人が所有する財産とその価値。
- ・本人が扶養家族に対して負う義務。
- ・代理人が代理権委任に定められた条件で本人の財産を代理できること。
- ・代理人が本人の財産を慎重に管理しないと、その価値が低下する可能性があること。
- ・代理人が権限を濫用するおそれがあること。
- ・能力があれば、本人は持続的代理権委任を取り消すことができること。

2 一般的な代理権委任

一般的な代理権委任は、本人が信頼する者 (代理人) を任命する法的書類である。代理人は、本人の指示により、または本人の代わりに財産事務を行う⁹⁶。代理権委任により、本人は一般的な代理権または特定の代理権を付与する⁹⁷。一般的な代理権委任においては、本人は財産事務に関する決定権を有したままであり、決定する際に代理人からの支援を受けることができる⁹⁸。

⁸⁶ RAA, *supra* note 58, s 20.

⁸⁷ *Ibid.*, s 12(1).

⁸⁸ *Ibid.*, s 20 (2), (4).

⁸⁹ CCEL, *supra* note 64, at 76.

⁹⁰ *Ibid.*, at 76.

⁹¹ Representation Agreement Regulation (RAR), BC Reg 199/2001(RAR), s 2(1).

⁹² RAA, *supra* note 58, s 18(2).

⁹³ RAR, *supra* note 91, s 2(2).

⁹⁴ CCEL, *supra* note 64, at 78.

⁹⁵ POAA, *supra* note 49, s 12(2).

⁹⁶ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT BC), *supra* note 45, at 11.

⁹⁷ POAA, *supra* note 49, s 13(2).

⁹⁸ CCEL, *supra* note 64, at 78.

3 持続的代理権委任

(1) 持続的代理権委任の効力

持続的代理権委任は、一般的な代理権委任と同様に、財産事務に関する権限を扱う。本人が決定の際に支援を必要とするか、または決定に関して能力を失っていても、持続的代理権委任は有効のままとなる⁽⁹⁹⁾。持続的代理権委任を作成する能力は、一般的な代理権委任を作成する能力と同程度のものが要求されており、代理契約協定法7条における代理契約協定を締結する場合よりも高い能力が必要とされている。本人は、持続的代理権委任の中で、代理人が、本人が能力有する間においても代理権を有するの、または代理人は本人が能力を有しない場合においてのみ代理権を有し、その権限が持続するのかどうかを決定しておかなければならない⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 権限の範囲

本人は、一般的な代理権委任と同様に、持続的代理権委任においても、代理人の権限の範囲を指定できる。権限として、請求書の支払い、税金の支払い、銀行取引、投資の管理、および資産の売却が挙げられる⁽¹⁰¹⁾。持続的代理権委任は、基本的にすべての財産事務を行うよう作成されうるが、本人は代理人の権限を特定の範囲に制限することができる。

(3) 持続的代理権委任の開始

持続的代理権委任の代理権限は、本人および代理人が持続的代理権委任に署名をしたときに開始する⁽¹⁰²⁾。本人は、開始を望む時期またはきっかけとなる出来事を指定できる⁽¹⁰³⁾。たとえば、医師が本人を無能力と判断したときである。特定の出来事によって代理権が開始する場合には、本人は、代理権が有効となった後に、その出来事を確認する方法と人物を記載する必要がある⁽¹⁰⁴⁾。公的後見人および受託者協会によれば、代理人は本人が無能力でなければ行

動できず、本人が能力を有する間は本人に代わり発言したり、支援する権限を有しないとされる⁽¹⁰⁵⁾。持続的代理権委任が有効となっても、本人が能力を有する場合には、本人は決定を行う権限を有し続ける⁽¹⁰⁶⁾。

(4) 持続的代理権委任の終了

本人が持続的代理権委任を取り消すか、または死亡する場合には、持続的代理権委任は終了する⁽¹⁰⁷⁾。この他に、次の場合において、代理人の権限が終了する。第1に、持続的代理権委任の権限の継続が言及されずに、婚姻または婚姻に類似する関係が終了し、代理人がその配偶者であった場合、第2に、持続的代理権委任において、本人が記載した出来事または状況が発生したとき、第3に、裁判所が終了を命じた場合である。公的後見人および受託者協会が後見人に任命される場合には、持続的配慮代理権の効力は停止する⁽¹⁰⁸⁾。

4 持続的代理権委任における代理人の義務

持続的代理権委任における代理人は、誠実かつ慎重に行動するとともに、次のことを義務付けられている。

- ・本人の希望、価値観、持続的代理権委任における指示を考慮して、本人の最善の利益のために行動すること⁽¹⁰⁹⁾。
- ・合理的な範囲で本人の財産をその身上ケアおよびヘルスケアの必要性を満たすことに用いること⁽¹¹⁰⁾。
- ・持続的代理権委任に特段の記載がない限り、信託法に従い本人の財産を投資すること⁽¹¹¹⁾。
- ・合理的な範囲内で本人の自律を促進し、本人に影響を与える意思決定への本人の関与を促進すること⁽¹¹²⁾。

⁽⁹⁹⁾ *Ibid.*, at 78.

⁽¹⁰⁰⁾ POAA, *supra* note 49, s 14.

⁽¹⁰¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 78.

⁽¹⁰²⁾ POAA, *supra* note 49, s 26(1).

⁽¹⁰³⁾ *Ibid.*

⁽¹⁰⁴⁾ POAA, *supra* note 49, s 26(2).

⁽¹⁰⁵⁾ CCEL, *supra* note 64, at 79.

⁽¹⁰⁶⁾ POAA, *supra* note 49, s 27(1).

⁽¹⁰⁷⁾ *Ibid.*, s 30(4).

⁽¹⁰⁸⁾ *Ibid.*, s 29(2).

⁽¹⁰⁹⁾ *Ibid.*, s 19(2).

⁽¹¹⁰⁾ *Ibid.*, s19(3)(a).

⁽¹¹¹⁾ *Ibid.*, s 19(3)(b).

- ・本人の遺言において遺贈の対象となっている財産を処分しないこと⁽¹¹³⁾。
- ・合理的な範囲内で、本人の身の回りの物を本人が自由に使用できるようにしておくこと⁽¹¹⁴⁾。

持続的代理権委任における代理人に関して、代理人がその義務を理解し、受け入れることを確認しなければならないという要件は存在しない⁽¹¹⁵⁾。この点は、代理契約協定法第7条と異なる。

第4節 財産に関する管理人および成年後見人

1 代理人付与の2つの方法

本人が財産に関する決定に際して支援を必要としており、代理契約協定、財産に関する代理権委任、および持続的代理権委任が準備されていない場合には、財産に関する代理人が付与される⁽¹¹⁶⁾。財産に関する代理人の付与は、①成年後見法 (the Adult Guardianship Act (AGA)⁽¹¹⁷⁾) のもとにおける無能力証明書の発行、または②患者財産法 (Patients Property Act (PPA)⁽¹¹⁸⁾) のもとにおける裁判所による任命のいずれかの方法で行われる。代理人の候補者として、家族、親しい友人、信頼する団体またはBC州の「公的後見人および受託者協会」が挙げられる。

2 成年後見法のもとにおける無能力の証明

(1) 成年後見法の目的

本人の財産管理能力が存在しない場合において、代理契約協定、代理権委任または持続的代理権委任における代理決定または意思決定支援の最終手段として、成年後見法は、財産に関する後見人の付与を規定する⁽¹¹⁹⁾。成年後見法は、能力の推定を規定している⁽¹²⁰⁾。成年後見法の目的は、意思決定の結果としての自傷の可能性または財産喪失の可能性から本人を保護することである⁽¹²¹⁾。同法は、虐待、ネグレク

トまたはセルフネグレクトのための支援および対応も規定している。

無能力証明書の発行を決定する際に、本人が希望を述べるができない場合について、成年後見法2条は、次のように規定する。

成年後見法第2条

この法律は、次の原則に従って管理および解釈されるものとする。

- すべての成年者は、他者を害することなく、自身の問題について決定を下すことができる限りにおいて、自身が望むように生活し、支援または保護を受け入れるか、または拒否する権利を有する。
- すべての成年者は、自分自身または自己の経済的事務に対応できない場合において、最も効果的で、最も制限かつ介入が少ない支援または保護を受ける必要がある。
- 裁判所は、支援および支援の提供などの代替手段が試されるか、慎重に検討されない限り、後見人を要請されるべきでなく、また任命すべきではない。

また、成年後見法は最終手段であるということに関して、次のような判例が存在する。

【判例⑥】A.H. v. Fraser Health Authority (ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2019)⁽¹²²⁾

【事案の概要】

Aは、39歳の女性であり、精神的な健康問題を抱えていた。彼女には薬物乱用があり、母親その他の家族と住んでいたが、虐待およびネグレクトを受けていた。2016年10月に、保険局は、Aが虐待を受けており、清潔な衣類と十分な食料を与えられていないと報告を受けた。保険局は、成年後見法59条2項e⁽¹²³⁾に基づいてAをその意思に反して拘束し

⁽¹¹²⁾ *Ibid.*, s 19(3)(c).

⁽¹¹³⁾ *Ibid.*, s 19(3)(d).

⁽¹¹⁴⁾ *Ibid.*, s 19(3)(e).

⁽¹¹⁵⁾ RAR, *supra* note 91, Form1, Part2,1(e).

⁽¹¹⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 80.

⁽¹¹⁷⁾ AGA, *supra* note 24, s 32.

⁽¹¹⁸⁾ PPA, *supra* note 16, s 6(1).

⁽¹¹⁹⁾ AGA, *supra* note 24, s 32.

⁽¹²⁰⁾ *Ibid.*, s 3(1).

⁽¹²¹⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *Understanding the Lived Experiences of Supported Decision-Making in Canada: Legal Capacity, Decision-Making and Guardianship*, 18 (2014), available at Understanding the Lived Experience of Supported Decision Making – British Columbia Law Institute (bcli.org).

⁽¹²²⁾ A.H. v. Fraser Health Authority, B.C.J. No. 263 (2019).

た。

成年後見法 59 条は、本人を病気、怪我、ネグレクトといった状況から保護するために、保険局が本人の同意なしに緊急措置として介入することを認めている。A は同意なく 2016 年 10 月から翌年 9 月まで拘束された。拘束されている間、A は理由を知らされることなく、外出を禁止され、電話とインターネットの使用を制限され、9 カ月間、弁護士との面会を禁止されていた。

A は、保険局は、成年後見法 59 条 2 項 e に基づいて長期間非自発的に自らを拘禁する権限を有しないと主張した。2016 年 10 月から翌年 9 月までの拘禁は違法であり、カナダの人権と自由の憲章 7 条、9 条および 10 条に違反するとした。

【判決】

最高裁は、無期限の拘束は緊急措置ではないとして、成年後見法 59 条 2 項 e の権限に長期の同意ない拘留は含まれないとし、原告の訴えを認めた。さらに、成年後見法の補充性について、次のように述べている。「成年後見法は、障害を有する成年者の自己決定と自律性を優先し、最終手段として、できる限り介入を最小限に抑える方法で、非自発的な措置を課すという原則と推定に管理されている。これらの原則は、成年後見法 2 条および 3 条⁽¹²⁴⁾に現れている。⁽¹²⁵⁾」

このような目的は成年後見法の解釈に用いられ、代理権委任といった他の法律には適用されない。しかし、当該目的は、高齢者の自律を尊重するため、そして最も侵害の少ない代理決定または意思決定支援を用いるための指針となっている⁽¹²⁶⁾。

(2) 成年後見法のもとにおける公的後見人および受託者協会の任命

本人が財産事務に関して支援を必要としているが、支援者を決める正式な準備をしていない場合には、成年後見法は、公的後見人および受託者協会を財産後見人として任命することを規定している。本人が支援を必要としているかどうかを決定するために、「公的後見人および受託者協会」または保険機関の職員は、医療従事者に対して本人の能力評価を依頼する⁽¹²⁷⁾。医療従事者からの財産管理に関する無能力の報告を受けて、保険機関の職員は、本人の無能力証明書を発行する。無能力証明書を発行する場合には、次のことを確認しなければならない。すなわち、①本人が財産事務に関する決定を必要としていること、②本人が当該決定に関して無能力であること、③本人が財産に関する法定後見人を必要としており、その任命から利益を受けること、④本人の必要性が他の支援によって十分に満たされていないこと、⑤本人が持続的代理権委任によって代理人にすべての権限を付与していないか、または付与されていたとしても代理人が義務を果たしていないことである⁽¹²⁸⁾。

無能力証明書が発行された時点で、BC 州の公的公証人または受託者協会は、成年後見法に基づいて法定の財産後見人となる⁽¹²⁹⁾。法定の財産後見人は、本人の財産事務および法的事務を行う権限を有する。本人または本人の代理人は、能力の再評価を請求できる⁽¹³⁰⁾。

3 患者財産法に基づく裁判所の任命

患者財産法は、裁判所が財産に関する管理人

⁽¹²³⁾ 成年後見法 59 条 1 項「指定機関の者は、〔以下の場合には〕成年者の同意なしに第 2 項のを行うことができる。(a) 本人が明らかに虐待またはネグレクトされているか、(b) 指定機関の者の意見において、次のことを遅滞なく行うために行動する必要があるか、(i) 成年者の命を守るためか、(ii) 成年者の深刻な身体的危害または精神的危害を防止するか、または (iii) 本人の財産を深刻な損害または損失を防ぐために、(c) 成年者が明らかに拒否または同意を行うことができない場合。」

同法 59 条 2 項「1 項に記載された状況において、指定された期間は以下の 1 つまたはそれ以上のことを行うことができる。〔(a) から (d) 省略〕(e) 成年者を危害から守るために、必要となるその他の緊急の措置を講じること。〔 〕は訳注である。」

⁽¹²⁴⁾ 成年後見法第 3 条「(1) 反対のことが証明されるまでは、すべての成年者は、本人の身上のケア、健康のケアおよび財産に関する事務の決定を行うことができると推定される。(2) その成年者の他者との意思疎通の方法は、前項で言及されている事項に関して決定を行うことができないと判断する根拠とはならない。」

⁽¹²⁵⁾ A.H. v. Fraser Health Authority, *supra* note 122, para. 101.

⁽¹²⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 81.

⁽¹²⁷⁾ AGA, *supra* note 24, s 32(1).

⁽¹²⁸⁾ *Ibid.*, 32(3).

⁽¹²⁹⁾ *Ibid.*, 32(4), (5).

⁽¹³⁰⁾ *Ibid.*, 33(3).

(committee) を任命する手続きを規定している⁽¹³¹⁾。患者財産法は、成年後見法の裁判所の任命による後見に関する章が施行されれば、同章と置き換えられる予定である。

BC州におけるすべての者は、患者財産法のもとで管理人として裁判所に任命されることを申請できる⁽¹³²⁾。公的後見人および受託者協会も、申請ができる。本人は、可能である場合には管理人の候補者を挙げることができ、任命しない理由が十分に存在しなければ、裁判所は、この候補者を任命しなければならない⁽¹³³⁾。

財産に関する管理人を任命する際に、裁判所は、本人が財産事務を行うことができないかどうかを確認する⁽¹³⁴⁾。本人が財産事務を処理できないと判断する場合には、管理人の適性について判断する。任命に際し、裁判所は管理人の権限を制限できる⁽¹³⁵⁾。

公的後見人および受託者協会は、管理人として次のことを任務とする。給付金の申請、収入の受取り、請求書の支払い、サービスの契約、不動産の維持・購入・売却、投資の管理、納税申告書の作成、扶養家族への適切な供給および法的問題の対処である⁽¹³⁶⁾。他方で、協会は、ヘルスケア、生活に関する調整、婚姻または離婚、養子縁組、選挙の投票、遺言の執行、刑事手続き、および移住に関する決定を任務としていない⁽¹³⁷⁾。管理人は、本人およびその家族の利益となるように財産管理を行わなければならない⁽¹³⁸⁾。日常生活における必要性を維持する分を超える金銭は、投資されるべきとされる⁽¹³⁹⁾。管理人は、

合理的な範囲で本人が意思決定に関与することを促進しなければならない⁽¹⁴⁰⁾。

4 信託法における後見人の義務

財産後見人は、「信託法 (Trustee Act⁽¹⁴¹⁾)」に規定されている、本人の財産事務を管理するための基準を遵守しなければならない⁽¹⁴²⁾。後見人および代理人は投資の決定を行う場合には、慎重な投資家としての注意および技術を用いなければならない。信託法は、慎重な投資家の定義を規定していない。公的後見人および受託者協会は、他州の基準を参考にし、解釈基準として次のことを示している⁽¹⁴³⁾。

- ・リスクとリターンのバランスの取れたアプローチを行うこと。
- ・書面による投資戦略および計画を行うこと。
- ・資本を保護し、本人に対して自己が管理した事務から得た収入を提供すること。
- ・適切かつ合理的なリスクとリターンの目標を立てること。
- ・投資の段階と種類が多様であるか確認すること。
- ・投資目的で請求される費用が適切かつ合理的か確認すること。
- ・代理人 (agent) への権限の譲渡は、慎重に行うこと。

管理人は、これらの点を踏まえて投資に関する決定を行ったと示せばよいとされる⁽¹⁴⁴⁾。これらの基準が遵守されていれば、後見人は投資についての責任を負わない⁽¹⁴⁵⁾。後見人は、信託法に基づき、通常の

⁽¹³¹⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *An Introduction to Adult Guardianship in British Columbia*, 2 (2016), available at [Introduction_to_Adult_Guardianship.pdf](#) (trustee.bc.ca).

⁽¹³²⁾ PPA, *supra* note 16, s 6(1).

⁽¹³³⁾ *Ibid.*, s 9.

⁽¹³⁴⁾ CCEL, *supra* note 64, at 82.

⁽¹³⁵⁾ PPA, *supra* note 16, s 16.

⁽¹³⁶⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *When the Public Guardian and Trustee is Committee: Client Information when the PGT is acting as Committee of Estate*, 2 (2015), available at https://www.trustee.bc.ca/Documents/STA/When_the_PGT_is_Committee.pdf.

⁽¹³⁷⁾ *Ibid.*

⁽¹³⁸⁾ PPA, *supra* note 16, s 18(1).

⁽¹³⁹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 82.

⁽¹⁴⁰⁾ PPA, *supra* note 16, s 18(2).

⁽¹⁴¹⁾ Trustee Act, RSBC 1996, c 464.

⁽¹⁴²⁾ *Ibid.*, s 15.2.

⁽¹⁴³⁾ Public Guardian and Trustee of British Columbia (PGT), *Managing investments as a private committee*, 1-2 (2020), available at <https://www.trustee.bc.ca/documents/PCS/Fact%20Sheet%20-%20FAQ.pdf>.

⁽¹⁴⁴⁾ CCEL, *supra* note 64, at 83.

⁽¹⁴⁵⁾ Trustee Act, *supra* note 141, s 15.3.

投資家が委託できる程度において、投資に関する権限を代理人に委託できる⁽¹⁴⁶⁾。委託する場合において、後見人は権限に制限を設定するなど、後見人に代わって行動する代理人を慎重に選択する必要がある⁽¹⁴⁷⁾。

第3章 ブリティッシュコロンビア州における意思決定支援

1 意思決定支援の概念

カナダにおいて、意思決定支援の統一された定義および広汎に受け入れられている理解は存在しないと考えられている⁽¹⁴⁸⁾。意思決定支援の定義については様々な記述があり、定義は各州の法律用語、支援者の役割の内容、および必要となる法的文書といった要因によって異なる。支援者による支援の方法として、コミュニケーションの助言、言い換えおよび説明、情報の収集、メモをとる、質問をする、決定を支援するなどが挙げられている⁽¹⁴⁹⁾。

意思決定支援は、一般的に代理決定の代替策と表記される⁽¹⁵⁰⁾。法律には規定されていないが、意思決定支援の一例として、次のことが想定されている⁽¹⁵¹⁾。

- ・決定に含まれる問題を理解すること。
- ・決定の結果を理解すること。
- ・意思決定に必要な適切な支援および情報にアクセスすること。
- ・本人の意見を表明し、必要な場合には通訳者として行動すること。
- ・本人の希望を施設または個人にきいてもらうこと。
- ・個人または施設が、本人が必要と性、権利、価値観および目標を有していることを理解することを支援すること。

これらの支援方法は、本人が支援を受け取るとい

う観点からのみの方法であるとして、次のことを示すことによって、意思決定支援は実施できると考えられている⁽¹⁵²⁾。

- ・本人の自主性と尊厳を尊重すること。
- ・本人の目標、価値観、選好を知ること。
- ・支援の時期と方法を知ること。
- ・本人との信頼関係を形成すること。
- ・支援者としての義務を果たし、その役割を自己または他者の利益のために利用しないこと。
- ・本人の決定を支援するために十分な時間を費やすこと。

2 カナダにおける意思決定支援の起源

カナダは、長年様々な能力を有して生きる人々の権利を認識し、促進し、保護する取り組みを実施してきた。カナダは、意思決定に関する認識を変えるよう努力し、支援と意思決定能力をつなげることを支持した最初の国であると言われている⁽¹⁵³⁾。20年以上前から、カナダの障害者団体は、知的障害者の自己決定を妨げる障壁を克服する方法として意思決定支援を検討してきた⁽¹⁵⁴⁾。障害者が意思決定過程に参加する能力を失うことおよび法的能力を失うことに関するリスクの認識が高まり、障害と意思決定に関する認識の変化が国家に対して主張された。

意思決定支援は、人生の決定をどのように行うかという慣行を反映している。誰もが様々な分野に関する決定を行うにあたり、他人からの支援を必要としており、意思決定支援を必要とするのは、障害者に限らないと認識されている⁽¹⁵⁵⁾。意思決定支援の目標は、障害者がその生活において自身の主張を失うリスクを軽減することである⁽¹⁵⁶⁾。すべての人に共通である支援を、より支援が必要な人、または簡潔な方法で意思疎通を行うことができない人の意思決定

⁽¹⁴⁶⁾ *Ibid.*, s 15.5(2).

⁽¹⁴⁷⁾ *Ibid.*, s 15.5(3).

⁽¹⁴⁸⁾ CCEL, *supra* note 64, at 106.

⁽¹⁴⁹⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁰⁾ Canadian Centre for Elder Law (CCEL), *Conversations about Care: The Law and Practice of Health Care Consent for People Living with Dementia in British Columbia*, 27 (2019), available at https://www.bcli.org/wp-content/uploads/2019/02/HCC_report-Final_web_Mar-29-2019.pdf.

⁽¹⁵¹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 106.

⁽¹⁵²⁾ *Ibid.*, at 107.

⁽¹⁵³⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁴⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁵⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *supra* note 121, at 20.

⁽¹⁵⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 108.

に組み込むことは、平等な意思決定プロセスに関与する機会を生み出すとされた。この認識を進展させることは、パターンリズムから意思決定へ移行する重要な変化とみなされた⁽¹⁵⁷⁾。

3 BC州における意思決定支援

(1) 意思決定支援の取り組みの開始

BC州の障害者団体は、1990年代に意思決定支援の取り組みを開始した⁽¹⁵⁸⁾。当時の委員会は、最も効果的で、制限が少なく、本人が烙印を押されることのない支援または保護を受けるという権利に基づいて、本人に支援または保護を提供する新しい方法を提案した。目標は、新しい成年後見のための法律、手続きおよび政策の基礎を形成することであった⁽¹⁵⁹⁾。

(2) 意思決定支援としての代理契約協定法の意義

BC州の意思決定支援として考えられているのは、代理契約協定法と持続的代理権委任である。代理契約協定法は、意思決定支援として法的根拠を有する最初の制度であると認識されている⁽¹⁶⁰⁾。同法では、裁判所を介さず本人と代理人が協力して支援の範囲と程度を決定する。同法は、支援を「サポート (support)」ではなく「ヘルプ (help)」と表記しており、支援に関する定義を置いていない。支援者は合理的な範囲で本人と相談して決定を行い、合理的である以上、本人の希望に従うことを義務付けられている⁽¹⁶¹⁾。代理契約協定法は、合理性の基準に関する具体的なモデルおよび枠組みを示しておらず、解釈の余地が残されている。すなわち、決定の状況により、本人の指示または表明した希望、身上または価値感で判断され、これらが周知されていなければ本人の最善の利益が考慮される⁽¹⁶²⁾。

また、代理契約協定法においては、代理契約協定

を作成する要件としての能力が低く設定された。この点が他の意思決定支援と大きく異なる点であり、BC州の意思決定支援へのアプローチの強みになると考えられている⁽¹⁶³⁾。代理契約協定は代理人を指名して本人の希望を示すための、すべての成年者が利用できる文書である。当該能力設定に対しては、肯定的な反応と否定的な反応の両方が存在した。肯定的な見解からは、「承認」という感覚または信頼によって特徴づけられる専門用語を用いる能力テストへの移行は、立法を支援の輪の中に持ち込み、障害を有する者との関与をもたらすとされた⁽¹⁶⁴⁾。批判的な見解からは、これらの能力を評価することは困難であり、虐待の可能性が高くなると主張された⁽¹⁶⁵⁾。また、本人は、代理契約協定を作成する、取り消す、または作り変えるというプレッシャーを意思決定支援者から感じるかもしれない点、および代理契約協定法7条には、代理契約協定を弁護士または公証人とともに作成するという要件が存在しないため、専門家が本人の能力を判断する機会が与えられないかもしれない点がリスクとして指摘された⁽¹⁶⁶⁾。

(3) 意思決定支援としての持続的代理権委任の意義

障害者権利条約の一般的意見によれば、多くの障害を有する者にとって、事前に計画することは、重要な支援方法である。事前に計画することにより、本人は、後に能力を有しなくなった際に、自己の意思および選好を伝えることができるからである⁽¹⁶⁷⁾。持続的代理権委任を作成することは、本人が自己のために決定する者を任命できるため、障害者権利条約12条における支援にあたりと考えられている⁽¹⁶⁸⁾。

(4) 代理契約協定および持続的代理権委任と後見の

関係

代理契約協定および持続的代理権委任の目標は、本人の意思決定における自律を促進し、成年後見法

⁽¹⁵⁷⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁸⁾ Canadian Centre for Elder Law (CCEL), *A Comparative Analysis of Adult Guardianship Laws in BC, New Zealand and Ontario*, 7 (2006), available at https://www.bcli.org/sites/default/files/Comparative_Analysis_of_Adult_Guardianship_Laws.pdf.

⁽¹⁵⁹⁾ CCEL, *supra* note 64, at 109.

⁽¹⁶⁰⁾ *Ibid.*

⁽¹⁶¹⁾ RAA, *supra* note 58, 16(2).

⁽¹⁶²⁾ *Ibid.*, 16(4).

⁽¹⁶³⁾ Krista James & Laura Tamblyn-Watts, *supra* note 121, at 14.

⁽¹⁶⁴⁾ *Ibid.*, at 17.

⁽¹⁶⁵⁾ *Ibid.*

⁽¹⁶⁶⁾ CCEL, *supra* note 64, at 110.

⁽¹⁶⁷⁾ 障害者権利福祉研究情報システム「一般的意見第1号」・前掲注1・段落17。

⁽¹⁶⁸⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

および患者財産法による能力制限を回避し、可能な限り侵害の生じない手段を提供して、本人が代理人のもとで財産を管理できるようにすることである⁽¹⁶⁹⁾。

持続的代理権委任により、本人は自己の財産を管理する支援者または決定者を任命できる。本人は、持続的代理権委任の性質および効果を理解できる限り、持続的代理権委任を作成できる⁽¹⁷⁰⁾。本人は、自分が能力のある間に、代理人が権限を行使できるかどうかを示さなければならない⁽¹⁷¹⁾。事前計画の利点は、本人が能力を有するうちに代理人の権限の範囲を決定できる点にある。本人が決定できない場合にのみ代理人が権限を有することによって、支援者と代理人の役割を必要に応じて切り替えることができる⁽¹⁷²⁾。

本人が代理契約協定または持続的代理権委任を有する場合には、患者財産法による「患者」とであるという宣言を受けることなく支援を受け、または代理決定が行われる。代理契約協定は、本人が患者財産法のもとで「患者」と判断され、宣言されることで終了する⁽¹⁷³⁾。もっとも、裁判所は、本人に無能力の症状がみられても、代理契約協定が有効であると許可することができる。これについては、次の判例がある。

【判例⑦】 *Dawes v. Dawes*（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2012）⁽¹⁷⁴⁾

【事案の概要】

ハロルド（82歳）は、認知症のために、妻ジョイス（84歳）を財産および身上に関して無能力であると宣言し、自身を患者財産法に基づいて財産管理人として任命するよう申請をした。この申請は、かれらの子供であるジャネットによって反対された。その反対理由は、ジョイスがジャネットと代理

契約協定を締結していたからである。当該代理契約協定は、ジャネットに対して重大な権限を与えていた。

【判決】

裁判所は、ジョイスを認知症を理由として、身上および財産管理について無能力であるとし、ハロルドおよびスーザン（娘）を身上および財産に関する共同管理人（committee）として任命した。ジャネットは、母親に関して自己の意見と異なる他者（家族および専門家）の意見を受け入れず、母親の状況および必要性を理解しているかどうか疑わしいとされた。このため、裁判所は、ジャネットが後見人として適性を有しないと判断した。ハロルドは健康上の不安を抱えていたが、ジョイスが施設に入居していることからこの問題は重要視されなかった。ハロルドの年齢を考慮して、2人の代理人が任命された。この際、裁判所は、代理契約協定の有効性について次のように述べた。「裁判所が患者財産法1条b⁽¹⁷⁵⁾に基づいて本人が患者であると宣言する患者財産法に従い、本人によって作成されたすべての代理契約協定は終了し、裁判所の裁量に服する。裁量権が行使される場合には、患者財産法は、代理契約協定が引き続き有効であることを許可する⁽¹⁷⁶⁾。」裁判所は、①代理契約協定が締結された状況、②代理契約協定の範囲、および③代理契約協定を終了する根拠等を判断して、代理契約協定の有効性を判断すると考えられている⁽¹⁷⁷⁾。

裁判所は、患者財産法は本人に対する侵害が強い法律であると考えている。これについては、次の判例がある。

【判例⑧】 *Temoin v. Martin*（ブリティッシュコロンビア州高位裁判所、2011）⁽¹⁷⁸⁾

⁽¹⁶⁹⁾ *Ibid.*

⁽¹⁷⁰⁾ POAA, *supra* note 49, 12(1).

⁽¹⁷¹⁾ *Ibid.*, 14.

⁽¹⁷²⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

⁽¹⁷³⁾ RAA, *supra* note 58, s 29(1)(h), PPA, *supra* note 16, ss 1, 19(b).

⁽¹⁷⁴⁾ *Dawes v. Dawes*, B.C.J. No. 1864 (2012).

⁽¹⁷⁵⁾ 患者財産法1条 (b) 「患者とは〔略〕この法律のもとで裁判官により次のように宣告された者をいう。(i) 自己の事務を処理する能力を有しないか、(ii) 自分自身のことを管理する能力を有しないか、または (iii) 自己の事務または自分自身のことを管理する能力を有しない〔者〕。」

⁽¹⁷⁶⁾ *Dawes v. Dawes*, *supra* note 174, para 58.

⁽¹⁷⁷⁾ CCEL, *supra* note 64, at 87.

⁽¹⁷⁸⁾ *Temoin v. Martin*, B.C.J. No. 2446 (2011).

【事案の概要】

Tは、父親Mが自分の事務処理ができないことを理由に、患者財産法の申請を行った。その際、Tは、Mの能力に関する医学的証明書を提出しなかった。

【判決】

裁判所は、能力に関する医学的証明書を提出されない場合には、患者財産法の申請は認められないとした。そして、「患者財産法の要件は、無能力の認定から生じる自由の深刻な制限を反映している。人は無能力かそうでないかのいずれかとなり、患者財産法はこの判断に取り組む単刀直入な手段となる⁽¹⁷⁹⁾」として、患者財産法が本人の自由の深刻な制限を生じさせるとした。ここから、患者財産法は、まれな状況においてのみ行使されるべきであると考えられている⁽¹⁸⁰⁾。

おわりに

1 課題の検討

「はじめに」で設定した課題を検討する。

①課題1：BC州を中心とするカナダにおける意思決定支援制度の変遷について

パターンリズムからの脱却という成年後見制度の改正は、1970年代から始まった。成年者保護のための代理決定制度に関する法改正が、すべての州および準州で行われた。この時期の改正の特徴は、①手続きの公平性、権利保護および自己決定の尊重、②事前計画文書の現代化、③新しく、洗練された能力の評価手続き、④後見人の義務の法的明確化、⑤脆弱者または無能力者に対するネグレクト、セルフネグレクトに対応する法的しくみ、⑥ヘルスケアの同意に関する法的しくみ、⑦「公的後見人および受託者協会」または類似組織のための法的構造の現代化であった。

1980年代においても改正が行われた。この時期の改正は、障害者および高齢者の自律を重視し、後見人の権限は本人の決定能力に応じて決められるとするものであった。意思決定支援という考えは、代理決定の代替制度としてこの時期に登場した。意思決定支援は、代理決定と比較して本人に対する干渉が少なく、無能力という評価を回避することが重視さ

れた。もっとも、このような考え方が出てきても、後見制度の本質は変わらず、精神的能力が減退すると、成年後見制度が用いられていた。これに対して、まず意思決定支援を用いるという根本的な変化を生じさせたのが、障害者権利条約12条であった。

②課題2：BC州における精神的能力と障害の意義
カナダにおいて、統一的な精神的能力の定義は存在せず、州ごとの基準が存在する。BC州においては、利用可能な代替策や治療を受けない結果を理解する場合には、本人は治療に関して判断能力を有すると考えられている（判例①）。障害の定義も設けられていないが、重症度、永続性および持続性を有する場合に障害が認められると考えられている（判例②）。

③課題3：BC州における意思決定支援制度の内容
意思決定支援制度として考えられている法制度は、代理契約協定と持続的代理権委任である。

代理契約協定は、本人が自ら決定できなくなった場合において、ヘルスケア、身上のケア、財産管理および法的事務を決定する代理人を任命する法律行為である。代理契約協定により、裁判所が代理人を決定することが回避されると考えられた。代理契約協定には2種類ある。同法第7条に規定されている代理契約協定を締結する場合には、代理人は、身上のケア、日常の経済事務、ヘルスケア、ならびに法律に関する助言およびサービスを受け、弁護士に手続開始を指示し、または本人に代わり法的手続を行う権限を付与される。第9条に規定されている代理契約協定の代理人は、ヘルスケアと身上ケアを行う。

代理契約協定を締結するために要求される能力は、遺言作成または契約締結のために必要とされる能力よりも低い。遺言作成のための能力は、自己の財産、相続人および遺言内容を理解し、自己の財産処分について秩序ある意思を形成する能力と考えられている（判例④）。契約締結のために必要となる能力は、契約締結時に契約に関する用語および効果を理解する能力であるとされる（判例⑤）。代理契約協定法に関する能力は、本人が代理を望むか、自己の選択および選好を示し、他者に賛否を表明できるかどうか、代理人から受ける影響を理解するかど

⁽¹⁷⁹⁾ *Ibid.*, para 55.

⁽¹⁸⁰⁾ CCEL, *supra* note 64, at 88.

うかである。代理契約協定の代理人は、本人が独立して決定できない場合にのみ、代理決定を行うことが許容される（判例③）。

持続的代理権委任は、財産に関する権限のみを代理人に付与し、本人が決定能力を失っても有効なままとなる。代理人の権限は、本人が代理人授与状に署名したとき、または特定の出来事によって開始するため、裁判所は関与しない。持続的代理権委任を作成する際の能力は、代理契約協定の締結よりも高い能力が必要とされている。持続的代理権委任が有効になっても、本人が決定能力を有していれば、本人は決定を有効に行うことができる。

④課題4：BC州における代理決定制度の内容

BC州における代理決定に関する法律は、成年後見法と患者財産法である。成年後見法は、自傷または財産喪失から本人を保護することを目的としている。保険機関が無能力証明書を発行し、公的公証人および受託者協会が法定の財産後見人として任命される。患者財産法のもとで、裁判所は、財産管理人としてあらゆる者を任命することができる。

⑤課題5：BC州における代理決定制度と意思決定支援制度の関係

BC州において、成年後見人の任命は補足的であり、成年後見法は2条において、本人が最も制限の少ない保護を受けるべきであると規定している。判例においても、患者財産法は本人の自由に対して深刻な制限を生じさせるものとされ（判例⑧）、成年後見法は最終手段として用いられるべきであるとされている（判例⑥）。本人が無能力となっても、代理契約協定が引き続き有効であるとして患者財産法の適用を回避することも可能である（判例⑦）。

⑥課題6：BC州における意思決定支援の意義

カナダにおいては、20年以上前から意思決定支援に関する取り組みが行われており、意思決定支援を支持した最初の国であるとされる。カナダにおける統一的な意思決定支援の定義はなく、定義は州ごとに異なり、一般的には代理決定の代替策と考えられている。意思決定支援の目標は、本人が自己の主張を行う機会を失うことを回避することであり、これは平等な意思決定プロセスへの参加に資すると考えられている。

BC州においては、1990年代から意思決定支援に関する取り組みが開始された。1996年に持続的代理権委任に関する法律が、2000年に代理契約協定法が施行された。障害者権利条約は事前計画を重要な意思決定支援と考えており、当該2つの法律は条約の趣旨に沿うものである。また、両法律の目的は成年後見制度利用の回避であり、本人への侵害を必要最低限にとどめ、本人の自律の確保にも資すると考えられている。

2 サスカチュワン州との比較および日本法への示唆

カナダは州ごとに成年者保護に関する法制度を定めている。BC州とサスカチュワン州⁽⁸¹⁾を比較すると、両州の共通点は、成年後見制度の利用が最終手段であり、能力制限を生じさせない意思決定支援制度の拡充を促進している点である。その根底には、成年後見制度が本人の決定能力の制限を生じさせる制度であるという認識と障害者権利条約の批准がある。サスカチュワン州は、同州の「成年後見と共同決定に関する法律」において裁判所が成年後見人だけでなく、「共同決定者」を任命できる旨の規定を設けている。一方でBC州は同州の成年後見法に裁判所で任命される「共同決定者」の規定を設けているが、その部分は主に費用および監督の問題でいまだ施行されていない。この点が両州の差異が生じている点であり、今後のBC州の動向が注目される。

BC州から得られる日本法への示唆は、成年後見制度が最終手段である旨が条文上明記されていることと、意思決定支援の法制度化の拡充である。BC州は成年後見法を一部施行していないため、いまだ改革途中であると考えられるが、代理協定契約および持続的代理権委任といった制度により、成年後見人の任命は、最終手段と位置付けられている。代理契約協定では作成要件となる本人の能力が低く設定されており、この点は、オーストリアの「選任された成年者代理（オーストリア一般民法典264条以下）」⁽⁸²⁾と同様の傾向が見受けられる。日本も、障害者権利条約の批准国として、成年後見制度の最終手段化および任意後見制度を含む意思決定支援制度の拡充および利用促進を進めるべきであると考えられる。

(81) 拙稿・前掲注21・85頁以下参照。

(82) 拙稿「代理から援助へ—オーストリアの法改正から一考察—(1)」桐蔭法学26巻1号(2019)70頁。

3 今後の課題

カナダは1990年代から意思決定支援に取り組み、意思決定支援制度と本人の自律をつなげた最初の国であるとされているが、すべての州が意思決定支援制度を法制度化しているわけではない。BC州においては、意思決定支援制度として代理契約協定法と持続的代理権委任がある。特徴として、本人が当該意思決定支援制度を利用する際に必要となる能力要件の緩和と、事前計画という点が挙げられる。特に本人が代理契約協定を利用するためには、代理契約協定の作成の意味を理解しておけばよく、契約締結能力が基準とされていない。両制度を利用することにより、本人は、自らが決定できなくなった場合に備えて、意思決定の支援者または代理人を決定できる。これらの制度利用がなく、本人保護の必要性がある場合に限り、成年後見制度の利用が許容される。

今後の課題として、意思決定支援制度の利用状況を調査するとともに、①代理契約協定の作成の能力要件を緩和することで利用に問題が生じていないか、②公的後見人および受託者協会は、成年者保護の法制度にどのように関与しているのかを挙げる。代理契約協定においては裁判所が関与しておらず、能力要件が緩和されていることから、本人が制度利用に際し他者の影響を受けやすいという懸念が生じる。濫用防止策も含めて、これに対する対応を検討したいと考える。また、本人の利用を支援する組織が必要となる。BC州には、「公的後見人および受託者協会」という組織が存在し、成年後見法のもとで、法定財産後見人として任命されている。また、意思決定支援者としても活動していることから、当該組織の活動内容を調査し、意思決定支援制度のさらなる把握を試みたい。

※脚注のURLの最終閲覧日は、すべて、2023年9月25日である。

※本研究は、JSPS 科研費 20K01406n の助成を受けたものである。